三項第一号において「特定労働者協同組合関係事務」という。）について行うものとする。

2　法第九十四条の九第六項の変更後の行政庁（次項において「変更後の行政庁」という。）は、行政庁の変更を伴う変更の認定の申請に対する処分をしたときは、直ちに、その旨を変更前の行政庁に通知するものとする。

3　前項の規定により、変更の認定をした旨の通知を受けた変更前の行政庁は、次に掲げる事項を行わなければならない。

一　特定労働者協同組合関係事務に関する帳簿及び書類（電磁的記録を含む。）を変更後の行政庁に引き継ぐこと。

二　その他変更後の行政庁が必要と認める事項

（特定労働者協同組合の名称又は代表理事の氏名の変更の届出）

第八十一条の八　法第九十四条の十第一項の規定による変更の届出をしようとする特定労働者協同組合は、様式第十八の四により作成した届出書を行政庁に提出しなければならない。

2　前項の届出書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一　名称の変更があった場合　定款その他の行政庁が必要と認める書類

二　代表理事の氏名の変更があった場合　代表理事の氏名、生年月日及び住所を記載した書類、代表理事が法第九十四条の四第一号イからニまでのいずれにも該当しないことを説明した書類その他の行政庁が必要と認める書類

（特定労働者協同組合の事業に従事する者に対する報酬及び給与の支給に関する規程）

第八十一条の九　法第九十四条の十二第一項第一号に掲げる規程においては、特定労働者協同組合の事業に従事する者に対する報酬及び給与について、民間事業者の役員の報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。）及び従業員の給与、当該特定労働者協同組合の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めるものとする。

（特定労働者協同組合が作成しなければならない書類）

第八十一条の十　法第九十四条の十二第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める書類は、次に掲げる事項を記載した書類とする。

一　役員に対する報酬の支給の状況

二　給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項

（報酬規程等の提出）

第八十一条の十一　法第九十四条の十三の規定により報酬規程等を提出しようとする者は、当該報酬規程等に様式第十八の五による提出書を添付して、これを行政庁に提出しなければならない。

（閲覧の方法）

第八十一条の十二　法第九十四条の十四の規定による閲覧又は謄写は、行政庁が定める場所において行うものとする。

2　行政庁は、前項に規定する場所をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

（条例等に係る適用除外）

第八十六条　第一条から第三条まで、第五条から第七条まで、第十二条、第六十二条、第六十五条、第六十七条、第七十条、第七十七条、第八十一条の三、第八十一条の六、第八十一条の八、第八十一条の十一、第八十二条から第八十四条まで及び附則第七条から第九条までの規定は、都道府県の条例、規則その他の定めに別段の定めがあるときは、その限度において適用しない。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（条例等に係る適用除外）

第八十六条　第一条から第三条まで、第五条から第七条まで、第十二条、第六十二条、第六十五条、第六十七条、第七十条、第七十七条、第八十二条から第八十四条まで及び附則第七条から第九条までの規定は、都道府県の条例、規則その他の定めに別段の定めがあるときは、その限度において適用しない。